

事務連絡
平成25年9月3日各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
初等中等教育局特別支援教育課子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により
教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、これまで厚生労働省における「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」（平成22～24年度）として市区町村において実施されてきましたが、平成25年度からは新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、実施されております。

一方で、子宮頸がん予防ワクチン（以下、「ワクチン」という。）の接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、文部科学省においては、生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、ワクチンの接種に関連した欠席等の状況について調査を実施し、このたび別添のとおり集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

本ワクチンについては、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について」（平成25年6月28日付け事務連絡）により、適切な対応をお願いしてきたところですが、一方で、ワクチン接種に関連した症状により通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、まわりの人から十分な理解を得られなかったなどの事例があるとの指摘もなされています。

このため、各学校においては、教職員等のワクチン接種に関連した症状に関する理解を深めるとともに、別添中の「学校における個別の配慮の例」を参考に、必要に応じて学級担任、養護教諭、関係教職員等が連携しつつ、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒が、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、当該生徒やその保護者に連絡して、関係機関への受診又は相談を勧めることについても、併せて御配慮願います。

なお、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている、いわゆる病気療養児への教育の充実については、「病気療養児に対する教育の充実について」（平成25年3月4日付け通知）を発出しているところであり、これを踏まえ、適切に対処していただきますようお願いいたします。

つきましては、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対して、それぞれ周知の上、当該生徒に対する適切な対応や個別の配慮等に、引き続き、取り組まれるよう御協力をお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 保健管理係
TEL：03-5253-4111(代) (内線 2976)

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査について

平成25年9月3日

スポーツ・青少年局学校健康教育課

○ 調査目的

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年度からは、新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となったが、一方で、本ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もある。そのため、文部科学省においては、これらの実態を把握し、児童生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、本調査を実施することとした。

○ 調査方法

全国の国公私立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中・高等部）に対する悉皆質問紙調査。

○ 調査の対象者

平成24年度間（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間）において、以下の【1】～【3】のいずれかに該当する女子生徒。

【1】一定期間の欠席が認められる生徒

・1年間に連続又は断続して30日以上欠席した女子生徒のうち、欠席理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【2】体育及び部活動を休んでいる生徒

・1年間に連続又は断続して30日以上体育の授業又は部活動を休んだ女子生徒のうち、その理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【3】教育活動の制限が生じた生徒

・【1】【2】以外の教育活動において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状を理由として、一定期間、教育活動に何らかの制限が生じた生徒

○ 調査結果

別紙参照。

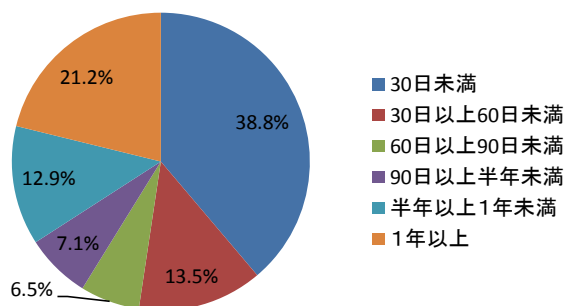
調査結果概要

調査の概要は以下のとおり。
 なお、各項目の割合については、有効回答数を分母として算出した。

【1】一定期間の欠席が認められる女子生徒	51名
【2】体育及び部活動を休んでいる女子生徒	21名
【3】教育活動の制限が生じた女子生徒	99名
【1】～【3】のいずれかに該当する女子生徒	171名

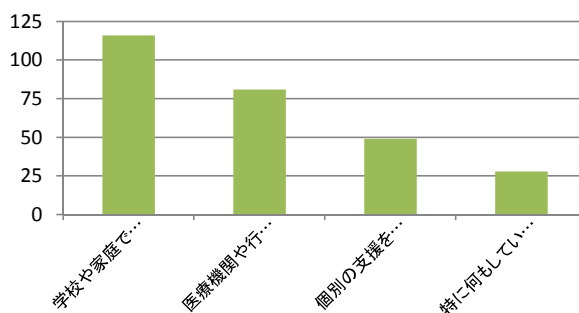
・期間について

	(人)
30日未満	66
30日以上60日未満	23
60日以上90日未満	11
90日以上半年未満	12
半年以上1年未満	22
1年以上	36



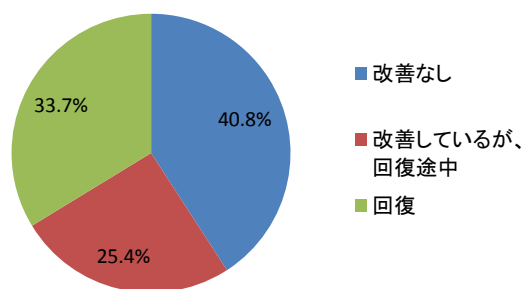
・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	116
医療機関や行政機関への相談を促した	81
個別の支援を行った	49
特に何もしていない	28



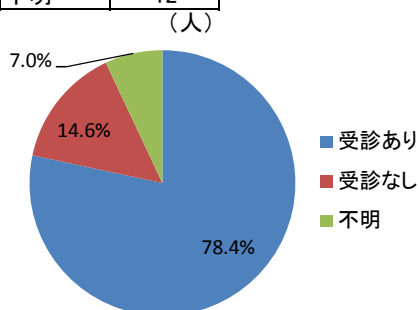
・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	69
改善しているが、回復途中	43
回復	57



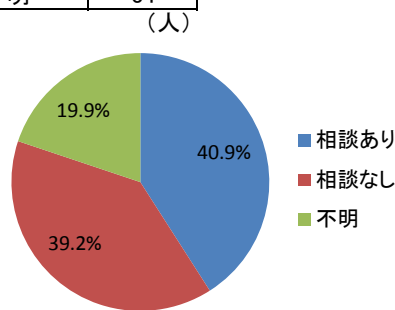
・医療機関への受診の有無について

受診あり	134
受診なし	25
不明	12



・行政機関への相談の有無について

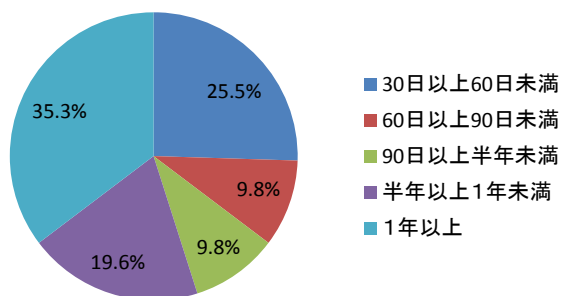
相談あり	70
相談なし	67
不明	34



【1】一定期間の欠席が認められる生徒(51名)

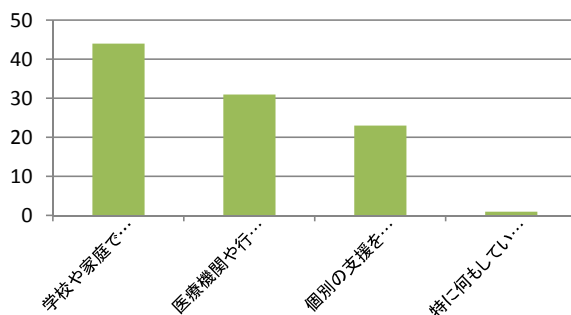
・期間について

(人)	
30日以上60日未満	13
60日以上90日未満	5
90日以上半年未満	5
半年以上1年未満	10
1年以上	18



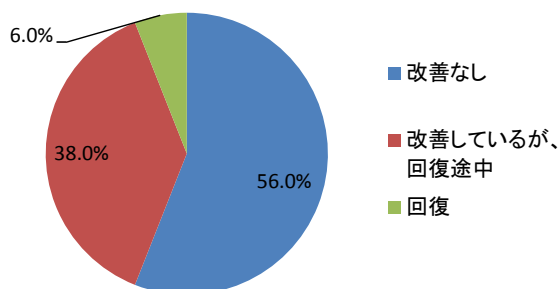
・学校での対応について(複数回答)

(人)	
学校や家庭で本人又は保護者と面談	44
医療機関や行政機関への相談を促した	31
個別の支援を行った	23
特に何もしていない	1



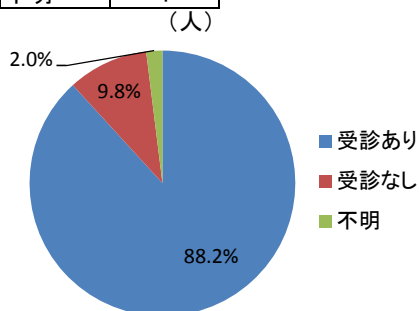
・現在の学校生活の状況について

(人)	
改善なし	28
改善しているが、回復途中	19
回復	3



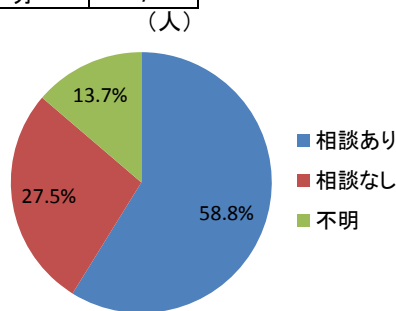
・医療機関への受診の有無について

受診あり	45
受診なし	5
不明	1



・行政機関への相談の有無について

相談あり	30
相談なし	14
不明	7



(症状の例)

- 接種の2週間後あたりに、自宅で転倒し入院。検査で異常は認められなかったが、退院後も足に力が入らずに歩行困難だった。
- 接種後からの発熱、関節痛、むくみ、歩行困難のため入院。全身性エリテマトーデスと診断された。
- 激しい頭痛により、登校が困難となった。偏頭痛が一日中あり、1日3回程度激しい頭痛に見舞われる(1時間ほど続く)。群発頭痛と診断された。
- 突然手足のふるえが出現する。ひどいときは歩行困難になり通学できない。

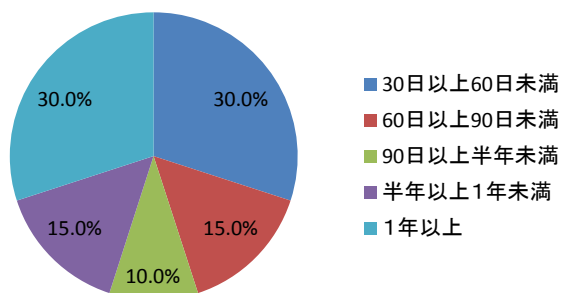
(学校における個別の配慮の例)

- スクールカウンセラーとのカウンセリングや、家庭訪問による対応。
- 学校医や主治医と相談し、学校生活での留意点や対応等について助言を受ける。
- 定期試験を保健室等で受けられるように配慮。
- 校内での車イスの使用にあたって、階段の昇降や行事の際に教職員が介助。
- 教室に近いトイレや手洗い蛇口をレバー式にするなど整備。またエレベーターの設置を進めている。

【2】体育及び部活動を休んでいる生徒(21名)

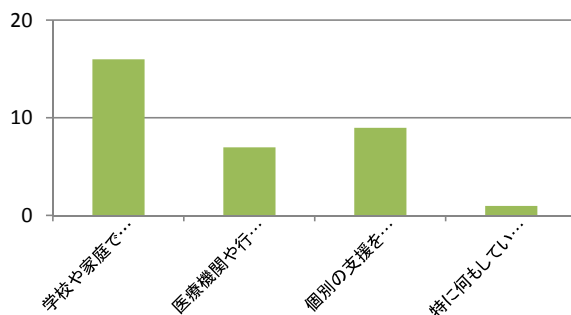
・期間について

	(人)
30日以上60日未満	6
60日以上90日未満	3
90日以上半年未満	2
半年以上1年未満	3
1年以上	6



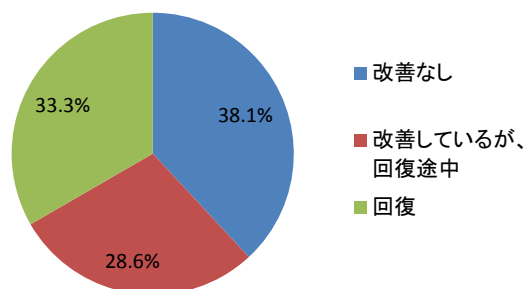
・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	16
医療機関や行政機関への相談を促した	7
個別の支援を行った	9
特に何もしていない	1



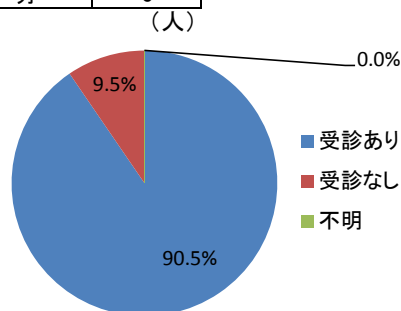
・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	8
改善しているが、回復途中	6
回復	7



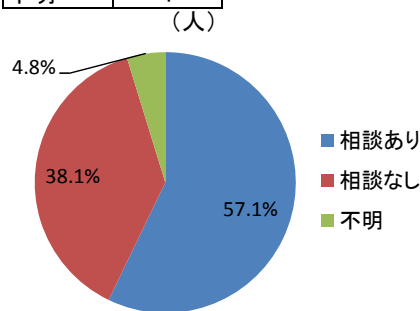
・医療機関への受診の有無について

受診あり	19
受診なし	2
不明	0



・行政機関への相談の有無について

相談あり	12
相談なし	8
不明	1



(症状の例)

- ワクチン接種後、喘息発作、症状が続き、体育及び陸上の部活動を3カ月欠席した。
- ソフトテニス部に在籍していたが、接種した方の腕の力が入らず、三角巾を使用。そのため、ラケットを握ることも走ることもできなかった。その後も改善しなかったため部活を退部した。体育の授業も見学が続いた。
- 体調不良や原因不明の膝や腰の痛みのため歩行も出来ない。車イスを使用。
- 接種後から全身の痛みが続いており、激しい運動を制限するよう医師から指導を受けている。体育の授業は見学しており、部活動は退部した。

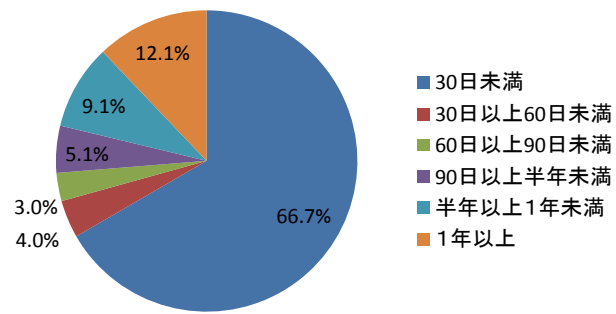
(学校における個別の配慮の例)

- 体育時の保健室での休養や、スポーツ大会などでの救護テントの利用など。
- 車イスへの対応や学習の支援など、保護者と話し合いながらの個別の支援。
- 当該生徒の状態について、クラスや部活動のメンバーの理解を得られるように配慮。
- 階段を上れないため、1階の教室で個別指導が受けられるように体制を整えた。

【3】教育活動に制限が生じた生徒(99名)

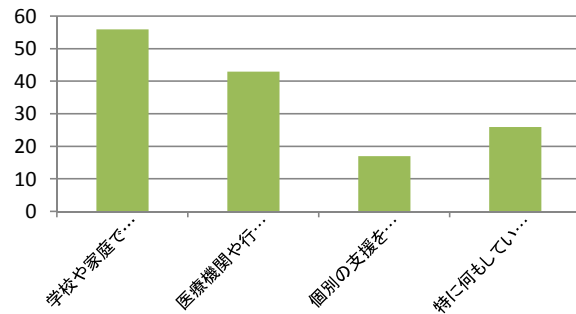
・期間について

	(人)
30日未満	66
30日以上60日未満	4
60日以上90日未満	3
90日以上半年未満	5
半年以上1年未満	9
1年以上	12



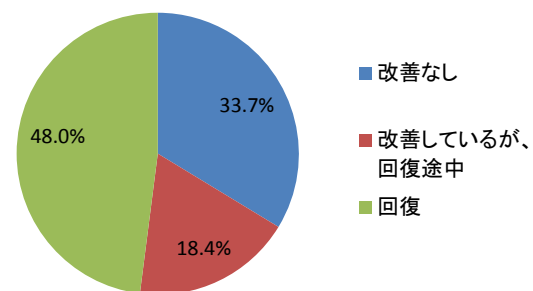
・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	56
医療機関や行政機関への相談を促した	43
個別の支援を行った	17
特に何もしていない	26



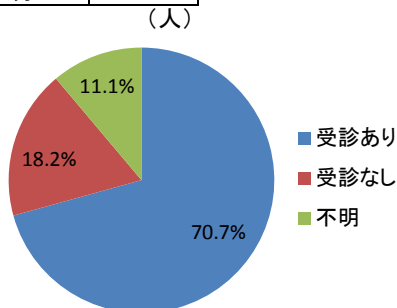
・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	33
改善しているが、回復途中	18
回復	47



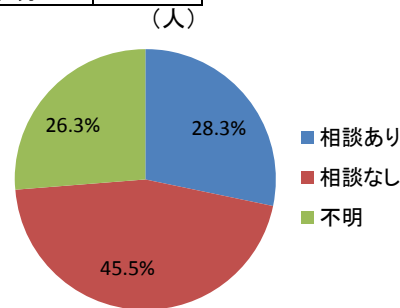
・医療機関への受診の有無について

受診あり	70
受診なし	18
不明	11



・行政機関への相談の有無について

相談あり	28
相談なし	45
不明	26



(症状の例)

- 接種後より発熱、めまい等の症状が出現。安静と通院のため23日間欠席した。
- ワクチン接種後、2回失神し救急搬送された。受診した結果、「てんかんの疑い」と診断され、水泳等体育活動での制限がある。
- 頭痛、倦怠感、足に力が入らずふらふらする。保健室登校や通院による遅刻があった。
- 接種後から両腕の脱力感と握力の低下があり、最近では物の握りにくさを訴えている。
学校活動においては、脱力感のため動作の円滑さを欠くことや、集中力が低下することがあり、生徒は支障を感じている。

(学校における個別の配慮の例)

- 指定外のかばんを許可したり、臨時に自転車通学を許可したりという対応。
- 体育実技の代わりにレポートで評価したり、水泳授業で帽子の色を変えたりして異常を発見しやすくするなどの対応。
- 授業や試験の別室受験や補講などの対応。
- 教室を昇降口付近に設定したり、廊下に出やすい座席にするなどの配慮。